

団体名		社会福祉法人武蔵野市民社会福祉協議会				
①	指 標 名	SNSの活用による広報活動の実施 (Twitterフォロワー数)			目 標 値	フォロワー数 400件
	過 去 の 実 績	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	(過去の実績についての説明)	
	(単位: 件)	18	115	259	実質的なTwitterの運用は令和2年度からであり、それ以前は防災ボランティア訓練時の情報発信のみである。	
	財政援助出資団体に対する指導監督の基本方針(平成21年2月改正)の具体的な取組の該当項目			(7) 情報公開の更なる推進		
	設 定 理 由 等	・ SNSによる情報発信は、市民社協の認知度を向上させ、新規会員を獲得するために重要な役割を果たすものである。 ・ 令和3年度末時点でフェイスブックは500件を超えるフォロワー数となったが、2年度から本格運用を始めたTwitterは、フォロワー数が259件となっている。発信力を高めるためにもさらにフォロワー数の獲得を目指す。				
業 容 指 標 名	取 組 内	・ Twitterの記事から本会のHPへリンクするような投稿も行っているが、本会HPはスマートフォン対応となっていないため、スマートフォン対応へのリニューアルを行い、Twitterとの連動性を高める。 ・ 市民社協のTwitterアカウントは、マスコットキャラクターあいあいが投稿する形態をとっている。あいあいの啓発品を作成・配布するなど、マスコットキャラクターをさらにPRすることで市民社協本体の認知度向上につなげていく。				
	過 去 の 実 績	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	(過去の実績についての説明)	
	(単位: 千円)	3,235	3,233	3,129	平成24年度以降減少が続いている。2年度は前年度と同水準の会費収入を得ることができたが、3年度は減額幅が大きくなってしまった。	
	財政援助出資団体に対する指導監督の基本方針(平成21年2月改正)の具体的な取組の該当項目			(4) 団体職員の人材育成と財政基盤の強化		
	設 定 理 由 等	・ 地域社協や地域福祉活動団体への助成等の自主事業の財源として、市民社協の自主財源からも支出している。地域福祉活動の維持、向上につなげるためにも会員増強、会費収入の確保は不可欠である。 ・ 「会員＝社協活動や地域福祉活動の理解者」を増やすことで地域福祉活動の担い手や協力者の拡大を目指す。				
務 容 指 標 名	取 組 内	・ 令和2年度から会員特典として開始した会員優待サービス協力企業を増やし、会員特典を強化する。 ・ 令和3年度からゆうちょ銀行の口座開設による会費振込を開始し多くの利用があった。会費の支払いやすさを向上させるため、4年度はクレジットカード決済等のキャッシュレス決済の取組みを検討する。				
	過 去 の 実 績	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	(過去の実績についての説明)	
	(単位:)	—	—	作成に向けた情報収集・検討	令和3年度から、人材育成指針の作成に向けた検討を開始したところである。	
	財政援助出資団体に対する指導監督の基本方針(平成21年2月改正)の具体的な取組の該当項目			(4) 団体職員の人材育成と財政基盤の強化		
	設 定 理 由 等	・ 令和3年度に今後の市民社協事業に関する職員ワーキングを設置し検討を行い、その中で職員個々の能力向上を図るため、研修を充実させる必要があるとの意見があった。 ・ 職員の能力を向上させるためにも、新たに職員研修を含めた人材育成指針を作成する必要がある。				
管 理 容 部 内	取 組 内	・ 指針の作成にあたっては、他区市町村社協など他団体の育成指針を参考にするとともに、職員の意見も聴取し、求められる職員像、育成の考え方などを中心にまとめていく。				
	過 去 の 実 績	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	(過去の実績についての説明)	
	(単位:)	—	—	作成に向けた情報収集・検討	令和3年度から、人材育成指針の作成に向けた検討を開始したところである。	
	財政援助出資団体に対する指導監督の基本方針(平成21年2月改正)の具体的な取組の該当項目			(4) 団体職員の人材育成と財政基盤の強化		
	設 定 理 由 等	・ 令和3年度に今後の市民社協事業に関する職員ワーキングを設置し検討を行い、その中で職員個々の能力向上を図るため、研修を充実させる必要があるとの意見があった。 ・ 職員の能力を向上させるためにも、新たに職員研修を含めた人材育成指針を作成する必要がある。				
③	指 標 名	人材育成指針			目 標 値	人材育成指針の作成
	過 去 の 実 績	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	(過去の実績についての説明)	
	(単位:)	—	—	作成に向けた情報収集・検討	令和3年度から、人材育成指針の作成に向けた検討を開始したところである。	
	財政援助出資団体に対する指導監督の基本方針(平成21年2月改正)の具体的な取組の該当項目			(4) 団体職員の人材育成と財政基盤の強化		
	設 定 理 由 等	・ 令和3年度に今後の市民社協事業に関する職員ワーキングを設置し検討を行い、その中で職員個々の能力向上を図るため、研修を充実させる必要があるとの意見があった。 ・ 職員の能力を向上させるためにも、新たに職員研修を含めた人材育成指針を作成する必要がある。				
管 理 容 部 内	取 組 内	・ 指針の作成にあたっては、他区市町村社協など他団体の育成指針を参考にするとともに、職員の意見も聴取し、求められる職員像、育成の考え方などを中心にまとめていく。				
	過 去 の 実 績	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	(過去の実績についての説明)	
	(単位:)	—	—	作成に向けた情報収集・検討	令和3年度から、人材育成指針の作成に向けた検討を開始したところである。	
	財政援助出資団体に対する指導監督の基本方針(平成21年2月改正)の具体的な取組の該当項目			(4) 団体職員の人材育成と財政基盤の強化		
	設 定 理 由 等	・ 令和3年度に今後の市民社協事業に関する職員ワーキングを設置し検討を行い、その中で職員個々の能力向上を図るため、研修を充実させる必要があるとの意見があった。 ・ 職員の能力を向上させるためにも、新たに職員研修を含めた人材育成指針を作成する必要がある。				